

視察・研修報告書

視察・研修先	横須賀市
日 時	令和6年7月3日(水)
場 所	横須賀市役所 会議室
テーマ	横須賀市議会における通年議会について
対応者 (講師)	横須賀市議会議会局 主査 引口 真
概 要	
<p>・通年議会とは 定例会、臨時会の区別を廃止し、通年にわたり会期を設定し、その間は、議会の判断でいつでも議会を開けるようにする制度（平成24年の地方自治法の改正により通年の会期が第102条の2に規定され、現行の「定例会、臨時会」と「通年の会期」を条例によって選択することが可能になった。）</p> <p>・通年議会のメリット</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 議長の判断に基づき本会議を開会(=再開)できる。 2. 常任委員会の活動がいつでも可能となり活動がさらに活性化する。 3. 議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときという理由での専決処分が基本的になくなる。 <p>・通年議会のデメリット</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会議数の増及び急遽会議が開会される可能性が高くなることにより、議員の地域活動等が制約される可能性がある。 2. 議会開催に伴う経費が増える可能性がある。 3. 執行部の出席回数が増えるため、事務能率に影響を及ぼす可能性がある。 <p>・横須賀市議会における通年議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ●導入時期 平成29年5月から 定例的な会議の再開は、原則として6、9、12、3月 ●根拠法令：地方自治法 第102条第2項 ●議会基本条例 第4条(通年議会) 第4条 議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は1回とし、その会期を通年とする。 2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。 <p>・緊急性のある本会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議員による臨時議会請求要件 <ol style="list-style-type: none"> ① 議決に係る事件(条例案等) 議員定数の12分の1以上の賛成者 	

② その他の事件(意見書、決議書等) 1人以上の賛成者

○再開までの日数

市長又は議員から臨時議会の再開請求があった場合、議長は7日以内(請求のあった翌日から起算)に議会運営委員会を開催し、当該議会運営委員会の日から7日以内(開催日の翌日から起算)に臨時会を開く。(会期規則第3条の6に規定)

・ 常任委員会の所管事務調査

当該委員会の所管事項全般について、ほぼ1年間調査できる。

・ 専決処分から議案審議へ

ほぼ1年間が会期中となり議会招集の必要がないため、原則として専決処分は実施されない。

・ 横須賀市議会における通年議会のまとめ

○メリット

1. 案件発生時に柔軟に開会(再開)できている。
2. 常任委員会の活動の活性化がされてはいないが、仕組み上可能となっている。
3. 緊急の市の課題に対し、柔軟に対応できている。

○デメリット

1. 本会議及びそれに付随する委員会等への出席回数の増
2. 臨時議会の増により、中継・会議録に関する費用の増
3. 市長・副市長及び関係部局長の出席回数の増

所 感

通年議会になると柔軟に議会を開会(再開)できるところがいいと思った。

臨時議会回数もそれほど多くないとのことなので通年議会を議会改革として検討してみてもいいと感じました。

-作成者 中村 真一-